

佐世保工業高等専門学校学術研究員等規程

(平成22年3月30日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、佐世保工業高等専門学校（以下「本校」という。）における外部資金等による特定の研究プロジェクト、共同研究、受託研究又は本校が行う先端的、学際的若しくは総合的研究（以下「研究プロジェクト等」という。）の推進を図るために雇用する研究者等に関し必要な事項を定めるものとする。

(職名)

第2条 独立行政法人国立高等専門学校機構非常勤教職員就業規則に基づき雇用する非常勤教職員で、研究に従事するものの職名は学術研究員とし、直接研究を支援するものの職名をテクニカルスタッフとする。

(資格)

第3条 学術研究員となることができる者は、次の各号に掲げるすべてに該当するものとする。

- 一 博士の学位を有する者又は博士の学位を有する者に相当する研究能力を有すると認められる者
- 二 原則として他の職に就いていない者

2 テクニカルスタッフとなることができる者は、次の各号に掲げるすべてに該当するものとする。

- 一 大学卒業又は大学卒業と同等以上の能力を有すると認められる者
- 二 原則として他の職に就いていない者

(学術研究員等の決定)

第4条 校長は、研究代表者等の推薦に基づき、学術研究員及びテクニカルスタッフを決定する。

(所属)

第5条 学術研究員等の所属は、従事する研究プロジェクト等の研究代表者等が所属する学科又は基幹教育科等とする。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月30日）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。